

令和8年度狛江市地域密着型
サービス事業者公募要項

令和8年4月1日

狛江市福祉保健部高齢障がい課

【目次】

1	公募の趣旨	P 1
2	公募する地域密着型サービスについて	P 1
3	公募時期について	P 1
4	公募後のスケジュール（想定）について	P 2
5	応募要件について	P 3
6	補助金について	P 4
7	応募手続き等	P 6
8	応募にあたっての留意事項について	P 8
9	公募事業者の選定について	P 9
10	その他留意事項	P 10
11	問い合わせ先・申請受付窓口	P 11

1 公募の趣旨

狛江市（以下「市」という。）では、「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画」及び「狛江市第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき支援が必要な高齢者の暮らしを支える仕組みづくりの一環として、地域密着型サービスを計画的に整備していきます。

地域密着型サービス事業者の指定は、上記計画に基づき市が行うことから、質の高いサービスの提供を目的として、その継続性・公平性を確保し、これにふさわしいサービス提供事業者を選定するため、公募を行うものです。

この公募要項は、主に東京都の補助事業等を財源とした市の補助金を活用して、地域密着型サービス拠点の整備を行う事業者に向けて、市が令和8年度中に行う募集の内容及び時期等について説明したものです。補助金を活用するためには、市の事業者選定を経た後、東京都へ補助協議書を提出し、補助対象事業として認められることが必要です。本要項に基づく市の選定をもって補助金交付が決定されるわけではありませんので、御留意ください。なお、補助金を活用せずに公募する事業を実施する場合でも、この公募での事業者選考と整合性を確保するため、事前に応募していただくようお願いいたします。

2 公募する地域密着型サービスについて

募集事業及び募集施設数は、次の表のとおりです。

サービスの種類	募集数
看護小規模多機能型居宅介護	1か所

3 公募時期について

令和8年度の事業者募集は次のとおり行います。

なお、第2回は、選定数が今年度の募集数に達しない場合に実施します。

募集の有無と募集数については、適宜市のホームページで公表します。

募集回	募集圏域	対象サービス	応募受付期間
第1回	全圏域	看護小規模多機能型居宅介護	令和8年5月1日（金）から 令和8年8月28日（金）まで
第2回	全圏域	看護小規模多機能型居宅介護	令和8年11月2日（月）から 令和9年2月26日（金）まで

※ 地域バランスの観点から、市内にある既存の介護サービス事業所等に近接しないよう、配慮してください。

4 公募後のスケジュール（想定）について

狛江市では、東京都の「地域密着型サービス等整備推進事業補助金」（以下地域密着整備補助金）といます。）を活用して、事業者又はオーナーへ施設整備に係る費用の補助を予定しています。

募集回ごとの補助金のスケジュールは、以下のとおりです。

		第1回公募	第2回公募
市	プレゼンテーション	令和8年9月下旬	令和9年3月下旬
	選定結果通知	令和8年10月下旬	令和9年4月下旬
補助金	地域密着整備補助金	協議資料提出期限（市）	令和9年8月上旬
		協議資料提出期限（都）	令和9年9月上旬
		補助内示	令和9年10月下旬
事業者	着工	令和9年8月頃	令和9年12月頃
	竣工	令和10年4月頃	令和10年7月頃

5 応募要件について

- (1) 法人格を有している事業者であること。
- (2) 介護保険サービスを提供し、又は提供することができる事業者であり、地域福祉に対して高い見識と熱意を有しており、利用者のニーズに合わせた運営方針を持っていること。
- (3) 市の福祉施策を理解するとともに、市の高齢者の現状を把握し、地域福祉の推進に積極的であること。
- (4) 事業開始から複数年が経過している運営事業者にあつては、福祉サービス第三者評価等の外部評価の結果において、継続して総合的に高い評価を受けており、サービスの質の向上に向けた改善の取組み等に積極的に努めている運営事業者であること。
- (5) 応募事業者における既設の介護サービス事業所において、過去5年間に都道府県及び区市町村から受けた指導検査等において、その結果が良好であること。指摘事項があった場合においては、その指摘事項について、既に改善が図られていること。
- (6) 事業の安定性・継続性の観点から、事業の整備及び運営に十分な資力を有していること。
- (7) 施設を整備する土地や建物が確保されている、又はその見込みがあること。
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項各号及び同条第6項各号並びに法第115条の12第2項各号及び同条第4項各号の規定に該当しないこと。
- (9) 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条第1号に掲げる暴力団でないこと及び法人の役員等（設立予定の法人において就任が予定されている者を含む。）が同条第3号に掲げる暴力団関係者でないこと。
- (10) 狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例（平成24年条例第28号）及び狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例（平成24年条例第29号）等、介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (11) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準も満たしていること。

6 補助金について

狛江市では、東京都の「地域密着型サービス等整備推進事業補助金（以下「地域密着型整備補助金」という。）」と「東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金（以下「都開設経費補助金」という。）」を活用し、事業者又はオーナーへ施設整備に係る費用及び開設準備に係る費用の補助を予定しています。

また、上記に加え、令和7年度から、「定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金（以下「定期借地権利用補助金」という。）」を活用し、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金に係る費用の補助を予定しています。

事業計画作成にあたっては、下記単価を参考にしてください。実際の交付単価を保証するものではありませんので、ご注意ください。

<地域密着型整備補助金（令和7年4月1日時点）>

対象事業	補助上限額 (1施設当たり)	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護	39,600,000円	(看護)小規模多機能型居宅介護の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

<都開設経費補助金（令和7年4月1日時点）>

区分	補助上限額	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護	989,000円×宿泊定員数	施設開設前の6か月間に係る、事業を開設する際に必要となる設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発費その他事業の立ち上げに必要な経費

<定期借地権利用補助金（令和7年4月1日時点）>

区分	補助上限額	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護	施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1。上限10億円。	施設等用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）。なお、当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。

(1) 注意事項

- ① 土地の整地に要する費用等、補助上限額内であっても対象とならない費用があります。
- ② 建設、資材の調達その他については、原則として一般競争入札によるものとします。
- ③ 土地・建物に抵当権等第三者の権利が設定されていないことが条件となります。根抵当権が設定されている土地・建物は補助金の対象とはなりません。
- ④ 災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）における新規整備は補助金の対象とはなりません。東京都建設局のホームページ内にある「土砂災害警戒区域等マップ」よりご確認ください。 URL：<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>
- ⑤ 浸水想定区域等については、安全上及び避難上の対策が補助の条件となります。狛江市ホームページ内にある「狛江市洪水ハザードマップ（多摩川氾濫版）」「狛江市洪水ハザードマップ（野川氾濫版）」よりご確認ください。
URL：<https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/42,62393,328,2045,html>
- ⑥ 上記の補助金を活用される際は、公募申請とは別に手続きが必要となります。各補助金の交付要綱に従い、関係書類を提出してください。なお、補助決定の内示後でなければ、入札、契約及び施設整備の着工はできませんので、ご注意ください。
- ⑦ 市の補助金は国や都の補助制度を財源としているため、本公募で指定・開設した場合であっても、国・都の予算執行状況等によっては、当該補助金を活用できなくなる場合（取消し・減額等含む）がありますので、ご了承ください。また、都の補助金交付条件に従っていただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

7 応募手続き等

(1) 申込時に必要な書類

- ① 狛江市地域密着型サービス事業者公募申込書（様式1） ※
- ② 提出書類一覧
 - ・実施予定事業の定員等の計画（様式1-2別紙） ※
 - ・法人の沿革（様式1-4別紙） ※
- ③ 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ④ 法人の定款（最新のもの）
- ⑤ 給与規程（最新のもの）
- ⑥ 就業規則（最新のもの）
- ⑦ 役員名簿（様式2） ※
- ⑧ 収支予算書（現年度分）
- ⑨ 決算報告書（過去3年間）
- ⑩ 事業計画書（様式3） ※
- ⑪ 代表者・管理者の経歴書（様式4） ※
 - ・過去の第三者評価受審結果（過去3年間）（写し又は自由様式）
 - ・過去の指導検査結果通知と改善状況報告書（過去5年間）（写し）
- ⑫ 資金計画書（様式5） ※
- ⑬ 収支見込シミュレーション（様式6） ※
- ⑭ 預金残高証明書（自己資金分で申込み1か月以内に発行されたもの）
- ⑮ 建物計画図（各階平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図）
- ⑯ 事業所開設予定地の地図（周辺の状況が分かるもの）
- ⑰ 事業開始予定地の現況写真（提出日前1か月以内に撮影したもの）
- ⑱ 現在指定されている介護保険サービス事業者に関する資料（パンフレット可）
- ⑲ 土地、建物の登記簿謄本写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑳ 借地借家の場合は、借地借家契約の締結にかかる「予約契約書」「確約書」又は「覚書」等の写し（様式自由）
- ㉑ 選定された場合、必ず事業の実施することを約束する「誓約書（様式7）」 ※
- ㉒ 地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書（様式8） ※

※印の各種様式は、市ホームページよりダウンロードできます。

※市が必要と認める場合には、書類の差替えや追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 申込方法

以下の書類をそれぞれの期日までに、福祉保健部高齢障がい課介護保険係まで御提出ください。

正本・副本(写)は、(1)の申込書類を番号順に並べ、フラットファイル(A4-S判)に綴じ込み、表題に法人名を明記し、各書類の右側に項目ごとの提出書類名又は上記書類番号のインデックスをつけてください。また、フラットファイルの表紙と背表紙に次のように記載ください。

「令和8年度 狛江市地域密着型サービス事業者公募申込書(法人名)」

①公募の受付期間内に御提出いただくもの

- A. 申込書類(正本) 1部
- B. 申込書類(副本(写)) 1部
- C. 事業計画書(様式3) 14部

②プレゼンテーション実施予定日までに御提出いただくもの

- A. 申込書類(副本(写)) 14部

8 応募にあたっての留意事項について

- (1) 「狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」との整合を図った事業計画を策定すること。
- (2) 事業計画にあたっては、事業予定地における適切な土地利用と周辺地域の良好な住環境を確保するため、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）に掲げた土地利用方針との整合が図られることに留意すること。
- (3) 利用者の費用負担についてはできる限り低い価格とすること。
- (4) 利用者は原則として狛江市民のみとすること。
- (5) 事業所の整備・運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との連携・交流が不可欠であるため、事業所開設に関する説明会の開催等により、周辺住民に対して十分な説明を行い、要望や苦情等に対しては誠実に対応するよう努めること。説明の際は、選定されなければ事業化できない旨を資料に記載する等、十分に注意して実施すること。
- (6) 施設整備にあたっては以下の法令等の利用制限や規制等施設整備に支障がないことを確認するとともに、これらの関係法令等を遵守し、より水準の高い施設整備に努めること。
 - ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ② 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - ④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - ⑤ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - ⑥ 消防法（昭和23年法律第186号）
 - ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
 - ⑧ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例155号）
 - ⑨ 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）
 - ⑩ 狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）
 - ⑪ 狛江市地域密着型サービス事業者に関する条例（平成24年条例第28号）
 - ⑫ 狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例（平成24年条例第29号）
 - ⑬ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）
 - ⑭ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例89号）
 - ⑮ その他関係法令及び条例

9 公募事業者の選定について

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

選考は、応募者から提出された書類審査及びプレゼンテーションにより行います。

(2) 事業者の選定

事業者の選定は、市長からの諮問に基づき、狛江市介護保険推進市民協議会にて協議を行い、書類審査及びプロポーザル（企画提案）の内容を踏まえて協議結果を市長へ答申し、市長がサービス提供事業者として決定します。

サービス提供事業者としての決定は、地域密着型サービス事業者としての指定が確約されたものではありません。地域密着型サービス事業者の指定を受けるためには、狛江市地域密着型サービス事業者に関する条例、狛江市地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例及び狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第9号）の規定に基づき、後日改めて指定の申請が必要です。

なお、事業者からの応募が無い場合及び選定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(3) 選定結果について

選定結果は、応募した全ての事業者に個別の文書により通知します。

(4) 決定事業者の公表

決定した事業者の名称及びその事業概要については、狛江市のホームページに公表します。

(5) 選定後の手続き

東京都の補助金を活用した狛江市の補助金を活用して施設整備をする場合、補助金の内示後に着工していただくことになります。

選定された事業者は事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、指定申請の手続きをしてください。その後、指定申請書類の審査及び現地確認を行い、指定をします。なお、指定日は指定月の1日付けとします。

ただし、指定申請書類等の審査の結果、指定基準を満たさない時には指定を行わない場合があります。

10 その他留意事項

- (1) 運営事業者として選定された後に辞退することは、市の計画全体に大きな支障をきたすため、原則認めません。しかし、書類提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者の署名及び法人代表者印のある辞退届を提出してください。
- (2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合は、応募を無効とします。
- (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接的に市職員、介護保険推進市民協議会の委員等の本件関係者に接触を図った場合においても、応募を無効とします。
- (4) 選定後において開設許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。
- (5) 応募者が建設用地の土地利用制限などについて関係部署・関係機関等と協議を行っていないと確認された場合には、選定を取り消すことがあります。
- (6) プレゼンテーションは、応募した法人の従業者が行ってください。
- (7) その他、本公募要項に定めのない事項は市長が定めるものとします。

11 問い合わせ先・申請受付窓口

開庁日時 月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

【都整備費補助金以外に関すること】

狛江市福祉保健部高齢障がい課介護保険係

電話：03-3430-1111（内線 2233）

担当 布施

E-mail：kaigokkr@city.komae.lg.jp

【都整備費補助金に関すること】

狛江市福祉保健部福祉政策課福祉政策係

担当 田切・野村

電話：03-3430-1111（内線 2232）

E-mail：fukuseikkr02@city.komae.lg.jp

提出書類一覧 法人名

	提出書類	留意事項	様式	事業者 確認欄
概要書等	(1) 狛江市地域密着型サービス事業者公募申込書	所定の様式	様式 1	
	(2) 提出書類一覧			
	・実施予定事業の定員等の計画	所定の様式	様式 1 - 2 別紙	
	・法人の沿革	所定の様式	様式 1 - 4 別紙	
法人の概要	(3) 法人登記簿謄本	応募提出日前 3 か月以内に発行されたもの		
	(4) 法人の定款（新設法人の場合は現在申請中のもの）	最新のもの		
	(5) 給与規程	最新のもの		
	(6) 就業規則	最新のもの		
	(7) 役員名簿	所定の様式	様式 2	
	(8) 収支予算書	現年度分		
	(9) 決算報告書	過去 3 年分		
計画書等	(10) 事業計画書	所定の様式	様式 3	
	(11) 代表者・管理者の経歴書	所定の様式	様式 4	
	過去の第三者評価受審結果	東京都内の看護小規模多機能型居宅介護における過去 3 年間の受審結果を要約したもの	写し 又は 様式自由	
	過去の指導検査結果通知と改善状況報告書	東京都等から過去 5 年間に指導検査を受けた場合の結果資料	写し	
資金計画	(12) 資金計画書	所定の様式（建築・設備費の積算根拠がわかる書類を含む）	様式 5	
	(13) 収支見込シミュレーション	所定の様式（積算根拠がわかる書類を含む）	様式 6	
	(14) 預金残高証明書	自己資金分で申込み 1 か月以内に発行されたもの		
建物等	(15) 建物計画図	各階平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図		
	(16) 事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの		

建物等	(17) 現況の写真	応募提出日前1か月以内に撮影したもの		
	(18) 現在指定されている介護保険サービス事業者、障害サービス事業者に関する資料（パンフレット可）		任意（A4におさまらない場合はA4に折り込む）	
	(19) 土地・建物の登記簿謄本（写）	応募提出日前3か月以内に発行されたもの		
その他	(20) 借地借家契約の締結にかかる書類	予約契約書、確約書、覚書等の写し		
	(21) 選定された場合に事業を実施することを約する書類	地域密着型サービス事業実施に関する誓約書	様式7	
	(22) 地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書	所定の様式	様式8	

【様式1】

令和 年 月 日

狛江市長 あて

所在地
法人名
代表者名

狛江市地域密着型サービス事業者公募申込書

このことについて、狛江市地域密着型サービス事業者公募要項の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

1 法人名

2 提出資料

別紙提出書類一覧のとおり

【担当者連絡先】

法人名
所在地
所属
担当者名
TEL
FAX
E-mail

【様式1－2別紙】

実施予定事業の定員等の計画(看護小規模多機能型居宅介護)

実施予定事業		看護小規模多機能型居宅介護			
登録定員	人	通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員	人
従業者の職種・員数		介護従業者 (うち看護職員)		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		()			
非常勤(人)		()			
常勤換算後の人数(人)				/	
建 物 構 造 概 要					
居間及び食堂の 合計面積(壁芯)	m ²	個室以外の宿 泊室の合計面 積(壁芯)	m ²	宿泊サービスの利 用定員から個室 の定員数を減じた 数	人
利用者負担 (項目が足りな い場合は追加 してください。)	項 目		費 用 額		
	食事の提供に要する費用				
	宿泊に要する費用				
	その他()				

* 利用者負担は1か月(30日分)の費用を記入すること。

* 介護保険自己負担額(1割～3割相当分)は除く。

【様式1－4別紙】

法人の沿革（法人の設立から現在まで、簡潔に記入してください。）

年 月	内 容

【記入方法】

- 法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- 事業内容についても、具体的に記入してください。
- 整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に令和8年度までに整備を予定をしている場合には必ず記入してください。

役員名簿

法人名			
役職名・呼称	ふりがな 氏名	年齢	現在の職業

【備考】当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

理事会・役員会の過去1年間の開催状況・議事内容等

--

事業計画書

法人名 _____

1 法人運営

(1) 法人の理念・姿勢について

① 法人の理念について

② 本事業（地域密着型サービス）に対する考え方について

③ 法人の組織運営（意思決定の方法、意思決定内容についての関係者への周知等）について

(2) 本事業の運営実績について

※法人パンフレット等添付。前年度のボランティア、実習生の受け入れ、研修実績等。

※特に実績・経験が無い場合は、経験のある事業者等との連携及び支援の有無や経験のある従業員の採用の有無等。

2 事業所運営

(1) 事業所運営と介護の方針について

(2) 財務状況について

① 資金計画と収支シミュレーションの概要について

② 利用者の確保に関する考え方について

(3) 人員・職員体制について

① 人員配置（日中、夜間・深夜）の考え方について

② 従業員の採用・育成方法について

③ 従業員の処遇（賃金改善等）と職場環境（ハラスメント対策、負担軽減、生産性向上等）の改善、従業員の定着に向けた取組について

(4) 運営管理について

① 身体的拘束等適正化のための措置の概要について

② サービスの質の担保と向上策（日常生活の支援に関するマニュアルの整備、自己評価・外部評価の実施等）について

③ 緊急時の対応（マニュアルの整備等）について

④ 非常災害対策（発生時のマニュアルの整備、防災対策等）について

⑤ 衛生管理・感染症対策について

⑥ 個人情報の保護・秘密保持について

⑦ 苦情処理体制について

⑧ 事故防止・事故発生時の対応について

3 利用者（入居者）サービス

(1) サービス内容について

① 利用者（入居者）・家族の意向等の把握と利用者（入居者）サービスへの反映方法について

② 利用（入居）前の関係者（ケアマネ等）との連携について

③ 認知症高齢者に対するケアについて

④ 利用者が重度化した場合の支援や看取り・ターミナルケアについて

(2) サービス利用料について（科目設定、価格設定、利用者（入居者）の負担軽減等）

4 地域との連携

(1) 開設に向けた準備（近隣住民等への説明等）について

(2) 家族・地域・行政との連携

① 家族との連携について

② 地域との連携・交流、行政との連携について

(3) ③ 他のサービス事業者及び医療機関等との連携体制について

(4) ① 地域交流スペースの設置・運営について

② 二次避難所としての機能について

(都整備費補助金の利用予定がない場合) 都整備費補助金を利用しない理由について

※都整備費補助金を利用した場合と比較して、利用しないことにより、利用者サービスや事業運営等の観点から、こういった効果が期待できるのかをご記入ください。

【様式4】

代表者・管理者の経歴書

事業所又は施設の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 —)	電話番号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職務内容
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月	
備 考（研修等の受講の状況等）			

- 備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
- 2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。
- 3 研修の修了証や職務に関する資格証の添付

【様式5】

資金計画書 令和 年 月 日現在

法人名		実施予定事業	
事業所名（仮称）			

(単位：千円)

事業費	建築・設備費	工事請負費	
		工事事務費	
		備品費	
	運転資金		
	法人事務費		
	合計		

資金計画内訳	建築・設備費	市補助金		
		借入金	(借入先を記入)	
			(借入先を記入)	
	自己資金			
	運転資金	自己資金		
	法人事務費	自己資金		
合計				

自己資金合計		
借入金内訳	(借入先を記入)	
	(借入先を記入)	
借入金合計		

* 自己資金には寄附金を含みます。

* ご記入いただいた補助金の額は、確定したものではありません。

収支見込シミュレーション

名称: (定員 名) 事業者名:

(単位:千円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
稼働年月	～	～	～	～	～	
稼働率						
【収入】						要介護度想定2
介護保険報酬						
光熱水費						
家賃						@ 定員×月数×稼働率
食材費						@ 定員×月数×稼働率
その他の日常生活費						
寄付						
補助金						
その他						
収入計 A						
【支出】						
給与費						改定率 年 %増
法定福利費						改定率 年 %増
福利厚生費						改定率 年 %増
委託料						改定率 年 %増
消耗品費・事務経費						
地代等						
支払い利子等						
利用者実費負担費用						
その他						
支出計 B						
減価償却前損益 C=A-B						
減価償却費 D						
減価償却後損益 E=C-D						
税金関係 F						法人税、固定資産税等
税引後損益 G=E-F						
借入金元金返済 H						
余剰金 I=C-F-H						
前年度繰越 J						
翌年度繰越金 K=J+I						

【注意】

- ・ 施設整備費用は含めないこと。
- ・ 法定福利費及び福利厚生費について、看護小規模多機能型居宅介護の会計とは別に母体法人で負担している場合はその旨を記入すること。
- ・ 介護保険報酬は、要介護度2で作成し、本人負担(1割)分を含めること。
- ・ 利用者実費負担費用は、利用者本人が負担する費用とし、収入の食材費、光熱水費、共益費、その他の日常生活費の合計額と一致させること。
- ・ 6年目以降は別業とし、借入金元金の返済が終わるまでの期間について記入すること。
- ・ 1年目から12ヶ月単位で作成すること。
- ・ 稼働率は1年目は85%以下、2年目以降は95%以下とすること。26
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所毎に作成すること。

- 七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第一百四十四条及び第一百四十五条の六において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。
- 十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十六項の規定による通知を受けたとき。
- 十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【介護保険法第百十五条の十八】

（勧告、命令等）

市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。
- 二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。
- 三 第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。
- 四 第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
 - 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

【介護保険法第百十五条の十九】

（指定の取消し等）

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）、又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- 五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等の中に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【様式9】

令和 年 月 日

狛江市地域密着型サービス事業者公募要項に関する質問票

「狛江市地域密着型サービス事業者公募要項」について、次のとおり質問票を提出します。

法人名	
質問者氏名	
連絡先	電 話 : E-mail :

※ 質問事項1件につき、1枚の用紙に記入。

質問事項 (タイトル)	(公募要項 ページ 行目)
質問内容	